

第 1 9 1 回総会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 3 年 6 月 1 0 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 1 9 1 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 3 年 6 月 10 日 (木) 午後 2 時 27 分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

4. 出席委員 (14 人)

会長	9 番	中 村 文 男	
会長職務代理	2 番	川守田 雄 一	
委員	1 番	工 藤 信 仁	3 番 赤 石 敏 文
	4 番	佐々木 一 雄	5 番 梅 内 勝 治
	6 番	坂 本 重 悦	7 番 山 田 憲 幸
	8 番	三 浦 恵美子	11 番 滝 田 信 彦
	12 番	蹴 揚 福 男	13 番 河守田 雄 一
	14 番	石 橋 薫	16 番 堀 内 重 男

5. 欠席委員 (1 人)

欠席者 10 番 坂 本 誠 治

6. 会議書記

事務局長	夏 堀 勝 徳
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の氏名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	報告第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 6	報告第 9 号 南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第 7	議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議 長	はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 13 番 河守田雄一委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
議 長	ご着席ください。
事務局長	ただいまから第 191 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長よりごあいさつをお願いいたします。
議 長	「あいさつ」
事務局長	本日、10 番 坂本誠治委員が欠席となっております。 出席委員は 15 名中 14 名で、委員定数に達しておりますので、第 191 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 5 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 12 番 蹴揚 福男 委員 14 番 石橋 薫 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。

議 長	次に、日程第４ 議案第７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第７号について、説明いたします。 農地法第３条の規定による許可申請は７件で、いずれも所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。 農地調査の結果について、説明を求めます。 横町 政治 調査員 農地利用最適化推進委員３番 横町から説明いたします。 去る６月２日、坂本誠治農業委員と南部分庁舎３階第１会議室において、議案第７号及び議案第８号並びに議案第９号について、調査を行いましたので説明します。 議案第７号についてですが、農地法第３条第２項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号１番から番号２番の申請理由は、自作地を相互交換するため、申請地を取得するものです。 番号３番から番号７番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第７号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 次に、日程第５ 議案第８号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹

小田原主幹	議案第8号について、説明いたします。 農地法第5条第1項の規定による許可申請は4件で、所有権の移転及び使用貸借並びに賃貸借に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 横町 政治 調査員
横町調査員	議案第8号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号1番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。 番号2番の申請理由は、借受人が馬淵川、如来堂川の河川改修工事に伴い、伐木材の仮置及び残土の仮置用地とするため、一時的に申請地を借り受けるものです。 番号3番の申請理由は、赤石橋補修工事に伴い、仮設事務所・仮設休憩所・仮設トイレを設置する用地とするため、一時的に申請地を借り受けるものです。 番号4番の申請理由は、国道4号舗装工事に伴い、工事車両等の駐車場用地とするため、一時的に申請地を借り受けるものです。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第8号について、補足いたします。 番号1番の申請地の位置ですが、福地・苫米地地区で、南部町役場本庁舎から東に約200mの距離に位置し、申請地の北側及び東側は宅地、南側及び西側は農地となっています。 農地区分については、「役場の周囲おおむね300m以内の区域」と認められることから、第3種農地と判断されます。 第3種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 番号2番の申請地の位置ですが、名川・下名久井地区で、南部町健康センターから東に約150mの距離に位置し、申請地の南西側は宅地、北東側は農地となっています。 農地区分については、「役場の周囲おおむね300m以内の区域」と認められることから、第3種農地と判断されます。また、農業振興地域の農用地内となっておりますが、今回の申請は一時転用の申請であり、事業完了後は農地に戻す内容となっていることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

小田原主幹	番号 3 番の申請地の位置ですが、南部町役場南部分庁舎から東に約 610m の距離に位置し、申請地の北東側は宅地、南西側は農地となっています。 農地区分については「農地の区域規模が 10ha 未満」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。 第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。 番号 4 番の申請地の位置ですが、南部町役場南部分庁舎から東に約 150m の距離に位置し、申請地の周囲に農地が無い状況となっています。 農地区分については、「役場の周囲おおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。 第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。
議 長	議案第 8 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 8 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第 6 議案第 9 号「南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 9 号について、説明いたします。 南部農業振興地域整備計画の変更については 1 件で、区域からの除外申し出がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、お諮りするものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。

議 長	横町 政治 調査員
横町調査員	議案第 9 号について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる農業振興地域整備計画の変更基準により ①農用地区域外の土地を代用することが困難である。 ②農用地集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。 ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。 ④農業用施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。 ⑤土地改良法による事業の工事完了後 8 年を経過している。 の各要件について、該当・非該当を調査しました。 申出者、変更区分、変更する区域の地番、変更面積、地目、農用地利用計画における用途、土地基盤整備事業の実施状況は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の変更理由は、申請者が普通住宅を建築するため、農用地区域から除外するものです。 調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。以上で説明を終わります。
議 長	農業振興地域整備計画の変更基準及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 9 号について、補足いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・小向地区で南部町役場南部分庁舎から西に約 1.8 km に位置し、東側には小集落の住宅、西側及び南側は農地となっております。 事業内容については、申請人が普通住宅の建築を行うものです。 農地区分については、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。 第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、除外については問題ないと考えます。 以上補足説明を終わります。
議 長	議案第 9 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 9 号については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。 次に、日程第 7 議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 ここでは、4 番 佐々木一雄 委員が借受人となっている事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 —— 佐々木委員退席 —— (午後 2 時 25 分退席) 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 10 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、7 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 2 番の利用目的は田、期間は 2 年 9 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 3 番から番号 5 番の利用目的は田、期間は 9 年 9 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 9 年 9 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 7 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 10 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。

議 長	よって、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、佐々木委員の入室を求めます。 —— 佐々木委員入室 —— (午後 2 時 26 分着席) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 191 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 27 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
-----	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 6 月 10 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員